

令和 7 年
第 6 回定例会議事録

令和 7 年 6 月 26 日

泉大津市教育委員会

令和7年6月26日（木）午前10時より令和7年第6回泉大津市教育委員会会議定例会を泉大津市役所2階202会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育委員会事務局長	鍋谷 芳比古
教育委員会事務局教育政策課長	大塚 和弘
教育委員会事務局指導課長	藤谷 考志
教育委員会事務局生涯学習課長	中山 裕司
健康こども部こども育成課長	寺田 和夫
教育委員会事務局教育政策課	三上 達朗
教育委員会事務局教育政策課	高岡 愛

案件

日程第 1 議題第31号 令和8年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

日程第 2 議題第32号 泉大津市立池上曾根弥生学習館条例施行規則の一部改正について

日程第 3 議案第33号 泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則の全部改正について

日程第 4 報告第16号 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約締結について

日程第 5 報告第17号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

日程第 6 報告第18号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

議事録署名委員

教育委員 池島 明子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

- 竹内教育長 令和7年第6回教育委員会会議定例会の開会宣言
- 令和7年第5回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第31号 令和8年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、学校教育法付則第九条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十四条、同法施行令第十五条第一項の規定によりますと、小学校及び中学校で使用する教科書につきまして、それぞれ採択後、4年間は新たに採択する必要が生じなければ、同一の教科書を採択するものとされていることを踏まえまして、令和8年度の教科用図書の採択について諮るものでございます。

また、学校教育法付則第九条の規定によります教科用図書の採択につきまして、本年度使用の実績はございませんので今回はございません。以上のことから小学校及び中学校におきまして、令和5年度に小学校の採択が行われ、令和6年度に中学校の採択が行われましたので、令和8年度は、本年度使用の教科用図書を採択していただきたいと考えております。

根拠法令については記載の通りとなっております。

なお採択期限につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第十四条、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに採択を行わなければならないとありますので、令和7年8月31日までとなります。資料としまして、別紙1、令和7年度使用小学校用教科書一覧及び、令和7年度使用中学校用教科書一覧を添付しております。

◆教育委員（池島明子）教科書のことで教えてもらいたいのですが、過去に選んでいるので、来年度分を新しく印刷する時は、各出版社が内容確認や改訂はされるのでしょうか。

◎指導課長（藤谷考志）誤字脱字や間違えがあった場合には、改定をされています。

◆教育委員（池島明子）確認していないので記憶が定かではないですが、先日、大谷翔平選手の通訳の方の実刑が確定したことがあるので、例えばそのような方が、過去に立派な仕事をされた方という形で写真が掲載されている場合、私達が過去に採択したからといってもう一度見返すことはなく、出版社でそのような事案について、確認していただけるということですか。

◎指導課長（藤谷考志）誤字脱字については教科書会社が意見を求めてくることはありますが、何か事件があつたりなどで大きく差替えられるかまでは今の段階ではわかりません。その内容が適切かどうかという場合には差替えられるとは思います。

◆教育長（竹内悟）歴史の発見とかいうのも過去にありました、年度初めの区切りのいいときではないので、確かに教科の先生がここはこうですよとそういう説明をしている記憶があります。

◎指導課長（藤谷考志）採択替の次の年は誤字脱字も結構あります、年度途中でも間違い箇所について周知するようにと案内がくることもあります。

◆教育委員（池島明子）わかりました。ありがとうございます。

※議案第31号可決

△日程第2 議案第32号 泉大津市立池上曾根弥生学習館条例施行規則の一部改正について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市立池上曾根弥生学習館条例について、指定管理者に弥生学習館の管理を行わせることができる旨の一部改正を行ったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、別紙2をご覧ください。

第4条、指定管理者による管理の場合の読み替え規定を追加したものでございます。

付則としましてこの規則は令和7年7月1日から施行するものでございます。

※議案第32号可決

△日程第3 議案第33号 泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則の全部改正について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市池上曾根史跡公園条例の一部改正につきましては、指定管理者に管理させることができる規定に加えまして、史跡公園の管理、利用に関することなど本市の他の条例に合わせて施行しましたので、史跡公園条例施行規則につきましてもそれに伴い、全体的に整理する必要が出てきたため、全部改正するものでございます。

内容につきましては別紙3、泉大津市池上曾根史跡公園条例施行規則（案）に沿って説明します。

第1条、趣旨としましてこの規則は泉大津市池上曾根史跡公園条例の施行に関し必要な事項を定める者でございます。

第2条、開園時間としまして、午前10時から午後5時までとするものでございます。ただし、泉大津市教育委員会が特に必要と認めるときはこれを変更することができるものでございます。

第3条、休園日としまして、（1）から（3）のとおりとするものでございます。教育委員会が特に必要と認めるときは、休園日を変更し、又は臨時に休園日を指定することができるものでございます。

第4条、使用の許可の申請としまして、条例第3条第1項に規定する史跡公園の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならないものでございます。使用許可の申請は、史跡公園の使用をしようとする日の6箇月前の日から史跡公園の使用をしようとする日前5日まで受け付けるものとするものでございます。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでないものです。

第5条、使用の許可としまして、使用許可書を申請者に交付して行うものでございます。使用の許可を受けたものは、その使用中、使用許可書を携帯し、いつでもこれを提示しなければならないものでございます。

第6条、使用の期間としまして、引き続き3日を超えることができないものでございます。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでないも

のでございます。

第7条、使用許可の変更としまして、使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会において特別の理由があると認める場合を除き、直ちに使用許可変更申請書に使用許可書を添付して教育委員会に申請しなければならないものでございます。教育委員会は許可の変更申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、使用許可書事項変更許可書を交付するものでございます。

第8条、使用の取消しの申請としまして、使用者は、当該許可に係る使用を取り消そうとするときは、使用許可変更申請書に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならないものでございます。

第9条、損傷等の届出としまして、史跡公園を損傷し、又は汚損した者は、直ちに損傷等届出書を教育委員会に提出し、その指示を受けなければならぬものでございます。

第10条、指定管理者による管理の場合の読替えとしまして、指定管理者による管理を行わせる場合の読替え規定を定めるものでございます。

第11条、委任としまして、この規則に定めるものほか、史跡公園の利用に關し必要な事項は、教育委員会が定めるものでございます。

附則としまして、この規則は令和7年7月1日から施行するものでございます。

- ◆教育委員（西尾剛）この使用は、イベントや集会としての利用を想定しているものですね。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）そうです。イベントや、地域の方が公園を利用、また、学校が駐車場として利用することもあります。
- ◆教育委員（西尾剛）例えばイベント等で団体がそこを利用した時に、他の市民の方も入って見るのは構わないということですね。団体が他の人に入つてもらうと困るというような権限はないということですね。
- ◎生涯学習課長（中山裕司）今の運用としましてはそのような形で使用はしています。

※議案第33号可決

△日程第4 報告第16号 泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約締結について

- ◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事請負契約については、議会の議決を得るべき事件の議案を作成する対象案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本来、教育委員会の意見を聴かなければならないものの、入札の関係上、教育長が臨時に代理して市議会に提案いたしましたため、泉大津市教育委員会会議規則第11条に基づき報告するものでございます。工事概要につきまして21ページ、別紙4をご覧ください。

工事概要は、泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事一式で、内容といたしまして、内部改修、建具改修、外壁改修、屋上防水改修、エレベーター設置、付属棟新築、電気設備改修、機械設備改修でございます。

次に工事請負仮契約書について説明いたします。

1、工事名は、泉大津市立楠小学校校舎棟長寿命化改良外工事。2、工事場所は、泉大津市我孫子二丁目4番7号でございます。3、工期は、市議会で議決された日から令和10年3月15日まででございます。4、請負代金額は、23億9,770万8,500円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は2億1,797万3,500円です。5、契約保証金は、泉大津市財務規則第114条又は第116条の規定によるものでございます。請負者は、大阪市北区天満一丁目3番21号、株式会社松村組大阪本店、取締役専務執行役員本店長、上野稔で、この仮契約書につきましては市議会の議決を得たときは本契約とみなす旨の規程を設けまして、令和7年5月28日に相手方と仮契約を締結し、先の市議会定例会において、契約締結に関する議決を得ましたので、本契約が成立したものでございます。参考として、配置図及び平面図を添付しておりますのでご参照ください。

※報告第16号終結

△日程第5 報告第17号 泉大津市学校運営協議会委員の追加委嘱について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、令和7年第3回教育委員会会議定例会の議案第10号において承認された、学校運営協議会委員の任命について、委員を追加で委嘱いたしましたので報告するものです。根拠法令は記載の通りです。任期は令和7年5月16日から令和8年3月31日まででございます。追加委嘱した委員は27ページ別紙5をご覧ください。

※報告第17号終結

△日程第6 報告第18号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものでございます。対象期間は令和7年5月1日から5月31日まででございます。内容につきましては29ページ別紙6をご覧ください。申請件数は18件で、全件を承認しております。番号5、13、14、15については新規団体及び新規事業で、団体要件として、音楽活動を通じた市民活動の推進、障がい者芸術文化普及支援活動、子ども達の表現力育成などで社会貢献することを目的としていること、事業要件として文化芸術の発展、キャリア教育の展開などの事業内容が教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、近隣で開催されることから、広く市民が参加できるもの、主催者に事業遂行能力があると判断し、承認したものでございます。番号4、9、16、18は新規事業で、事業要件としてそれぞれ、文楽を通じた豊かな表現力と創造性の育成、多文化共生や国際交流の理解、オリンピアンの指導による技術向上とスポーツ推進を通じた社会性の育成、ミュージカル鑑賞による芸術・文化の活性化などの事業内容が教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、こちらも近隣で開催されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、主催者に事業遂行能力が認められると判

断し、承認したものでございます。

◆教育委員（西尾剛）1か月前ぐらいに仙台の震災復興のNPO法人が、イングリッシュキャンプを1人2、3万ぐらいの費用で年に何度か実施していたが、財政難か人数が集まらないかで実施ができず、そのキャンセル料が参加者に返ってこず問題になっていると報道されていました。

その報道を見ているとなぜそのイングリッシュキャンプに参加しようと思ったかというと、チラシに後援が掲載されているからではなく、学校からチラシを持って帰ってきたから信用できる団体だと思って参加して被害に合ったので、学校や教育委員会の責任だというコメントがたくさん寄せられていました。学校からチラシを持って帰ってくるということはそれだけ保護者にとって信用力があるのだとあの報道を見て思ったわけです。

ですので、承認するものは、特に費用が伴う事業については、倒産した時とかにお金が返ってくるのかという点まで見てほしいと思います。

今回の申請は18件ですが、実際にチラシの配布を希望する団体はそのうち何件ありますか。

◎教育政策課長（大塚和弘）チラシ配布はほぼ全ての団体から希望があります。

◆教育委員（西尾剛）そうすると18件あれば2日に1回はチラシが配布されるということですよね。先生も大変だし、配布する、しないは校長先生や各担任の裁量になるかもしれません、これだけ件数があれば、現場も大変なので、そこまでサービスでチラシを配布しないといけないのかという気がします。

◆教育委員（奥健一郎）結局後援を取る団体は学校にチラシを配布したいから申請をしている。学校から配布してもらうと信用があるということはわかって申請してきていると思う。

◆教育長（竹内悟）チラシ配布のルールについて指導課長説明お願いできますか。

◎指導課長（藤谷考志）チラシ配布のルールについては、市の後援や府・国の後援を取っていること、取っていない場合は校長会などでお知らせをして、配布するかどうかは校長の判断になるということを承知してもらったうえで、学校に配付するということになっています。

別で府からチラシ配布の依頼があった場合も府からの依頼文とともにチラシを配布しています。先ほど西尾委員から2日に1回ぐらいチラシ配布があるのではという話がありましたが、実際は毎日あることもあり、1日で3件ほどあったりもしますので多いです。チラシではなくデータで配布しようとなったこともありますが、件数が多いので、またかとなって保護者がデータを見なくなってしまい、大切なデータが見てもらえなかつたということも聞いています。現在は、学校によりますが、データは大切なもの、単なるイベントの案内はチラシで配布しています。

◆教育長（竹内悟）校長会の前に来ていただいて説明があった件については、各校長も極力配布するようにしています。教育委員会に各学校のロッカーがあるので、団体に、学級数・人数を伝えて仕分けをしたうえでロッカーに入れてもらい、シルバー人材センターの校務員さんが持つて帰ってくれています。後援名義を取っているものでも、校長・教頭判断で配布していないものもあります。ただ、過去に保護者が関係している催し物でチラシが配布されておらず、保護者からクレームが入ったこともあります。

◆教育委員（西尾剛）わかりました。

※報告第18号終結

午前10時30分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員